

# 令和7年度

## 社会福祉法人あだち福社会 事業計画(総括)

### I 基本方針

#### 【経営理念】

尊敬・信頼・実行を基本姿勢に、「地域社会の福祉サービスの発展向上と福祉人材の育成」に努めます。

#### 【経営方針】

- 1 個人の尊厳に配慮し、社会規範を遵守した公正な経営に努め、サービスの向上を図ります。
- 2 社会福祉施設の拠点として、地域・行政等との連携を図り、社会貢献事業の推進に努めます。
- 3 専門職であることを認識し、職員の能力開発と適正な人事管理に努め明るく協調性のある職場づくりを目指します。
- 4 効率的・効果的な経営と適切な財務管理を行い経営基盤の安定化を図ります。
- 5 組織体経営であることを認識し、職員個々が役割、権限、責任を自覚し、職務遂行にあたります。

### II 人事理念

#### 【基本方針】

- 1 本法人の経営理念と福祉サービスの本質を理解している人材の育成
- 2 自己成長意欲、目標達成意識を高め、生き生きとした施設の創造
- 3 能力と成果・意欲に基づく公正な評価と処遇の実現

#### 【目標人材像】

- 1 明るくプラス志向の人材
- 2 自分の仕事を天職と思い、生き生きと仕事ができる人材
- 3 入所者・利用者を敬い、笑顔を創造することを重んじる人材
- 4 常に問題意識を持ち、創意工夫のできるプロの人材
- 5 法人の模範となる人材
- 6 協調性のある人材

#### 【人材ビジョン】

「同じ志を持つ」・「気づく力、そして考える力」・「アイデアをかたちにする」・「感激を楽しめる」人材の養成

### III 実施事業

#### 1 介護老人福祉施設

- |   |           |           |      |     |
|---|-----------|-----------|------|-----|
| ① | 特別養護老人ホーム | 羽山荘       | 入所定員 | 86名 |
| ② | 特別養護老人ホーム | 安達ヶ原あだたら荘 | 入所定員 | 84名 |
| ③ | 特別養護老人ホーム | ぼたん荘      | 入所定員 | 85名 |

#### 2 軽費老人ホーム

- |   |       |      |      |     |
|---|-------|------|------|-----|
| ① | ケアハウス | 芳菊苑  | 入所定員 | 30名 |
| ② | ケアハウス | なごみ苑 | 入所定員 | 19名 |

#### 3 在宅福祉事業

##### ① 短期入所事業

- |           |      |     |
|-----------|------|-----|
| 羽山荘       | 入所定員 | 14名 |
| 安達ヶ原あだたら荘 | 入所定員 | 16名 |
| ぼたん荘      | 入所定員 | 15名 |

##### ② 通所介護事業

- |                     |         |      |     |
|---------------------|---------|------|-----|
| 羽山荘デイサービスセンター       | 地域密着型 0 | 利用定員 | 18名 |
| 安達ヶ原あだたら荘デイサービスセンター | 地域密着型   | 利用定員 | 18名 |
|                     | 認知症対応型  | 休止中  |     |
| ぼたん荘デイサービスセンター      | 地域密着型   | 利用定員 | 15名 |
|                     | 認知症対応型  | 利用定員 | 10名 |

##### ③ 地域包括支援センター事業（二本松市より受託）

- 二本松市東和地域包括支援センター
- 二本松市第2地域包括支援センター

##### ④ 居宅介護支援事業所

- あだたら荘居宅介護支援事業所（安達管内全域）

##### ⑤ 精神障害者授産事業

- |              |              |     |
|--------------|--------------|-----|
| にこにこふれあいセンター | 利用定員         | 20名 |
| 相談支援事業所      | にこにこふれあいセンター |     |

### IV 評議員・役員・職員数（令和7年3月1日現在）

- |   |     |                               |
|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 評議員 | 9名                            |
| 2 | 理事  | 7名                            |
| 3 | 監事  | 2名                            |
| 4 | 職員  | 163名（正職員129名・準職員34名　うち再雇用18名） |

## V 運営方針

令和7年度の事業運営にあたっては、介護保険法並びに障害者総合支援法等を遵守し、施設利用者の尊厳及び人権に配慮した介護サービス等を提供し、利用者に喜ばれ、活気あふれる施設経営を目指します。

そのために、職員がモチベーションの維持・向上を図りながら、それぞれが能力を発揮できる職場作りに向けて、組織の改善に努めました。

さらに特養を中心とした介護職員の人材確保活動に取り組み、介護助手の採用など幅広い人材の採用を行いながら、介護職の専門性向上を図り事業の体制維持・強化に努めます。また、特定技能外国人の採用により安定した介護人材の確保を目指します。

特別養護老人ホームでは、新型コロナウイルス感染防止の取組を継続し、嘱託医師や協力医療機関との連携強化をより一層深め、利用者・職員と家族の健康を守ります。

デイサービスセンター、にこにこふれあいセンターでは、利用者の意思、人格を尊重し、利用者のニーズに沿ったサービス提供に努めます。

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターでは、地域高齢者が自立した日常生活を送れるよう、相談に応じ地域資源を最大限に活用し適切なサービス提供に努めます。

また、中長期経営計画により、財政基盤の確立を図っていくことを基本としつつ、管内市村との連携をさらに強化し、地域住民の負託に応えられる持続的、かつ、安定的な地域福祉サービスの向上に寄与できる法人経営を目指します。

当法人各事業においては感染症や自然災害の発生に備えて策定した業務継続計画（BCP）を運用し、感染症や災害への対応力を高めます。

脱炭素社会へ向けての取り組みについて当法人が貢献できることについて検討をしていきます。

持続可能な開発目標、当法人 SDGs 宣言の達成に向けて法人内外に好循環を生み出す取り組みを推進し、PDCA サイクルに沿った継続的な取り組み及びその改善を推進してまいります。

## VI 事業計画

### 1 法人本部 事業計画

#### (1) 事業方針

法人本部と各施設及び施設間の連絡調整と協力並びに管内市村との連携を図り、法人の円滑な事業展開に努めます。

また、安定経営の基盤を確立するために、中長期経営計画の進行管理に基づく

適切な財政管理を行います。

さらに、人材の育成と確保策を重点課題として、法人運営を支える人的基盤の強化に努めます。

法人全体で感染症等の感染拡大防止対策に取り組みながら、日頃から基本的な感染予防を徹底します。

## (2) 重点事項

- 1 社会福祉法人制度に準拠した法人経営の実践
- 2 法人職員としての自覚と責任ある行動の徹底
- 3 施設間・部署間等との連携した施設運営と情報の共有化  
(定例所属長・施設長会議の開催、ホームページ活用による速やかな情報公開等)
- 4 専門職の確保と資格取得支援  
(介護・看護職員の人材確保、介護支援専門員・社会福祉主事資格取得、資格要件に沿った人事配置など)
- 5 キャリアパス制度を活用した人材育成
- 6 施設修繕や改修計画策定と財源確保
- 7 施設利用者の安全を優先する各種対策の強化  
(新型コロナウイルス感染防止対策の実施、ICT導入による業務の効率化・ケア品質の向上)
- 8 専門的・技術的分野の外国人の受入れの促進
- 9 SDG s の推進

## 2 特別養護老人ホーム 事業計画

### (1) 事業方針

高齢化が加速する中、介護福祉施設へのニーズと果たす役割は、増々大きくなっています。一方、施設の運営面では、人材の確保などの課題が顕著になっており大変厳しい現状です。

しかしながら、利用者が安全で安心して利用できる質の高いサービスの提供と明るい職場づくりに日々努め、地域福祉の向上に寄与する運営を行ってまいります。

令和7年度においても、法人運営の根幹であります特別養護老人ホームの「施設利用率向上」と「地域福祉サービスの充実強化」に努めます。

また、適正な施設の維持修繕は、施設寿命と利便性の向上には欠かすことができないことから中長期経営計画に基づき適切な管理に努めます。

### (2) 重点事項 (特養関連事業共通)

- 1 適正な介護サービス計画の作成と質の高いサービスの提供  
(口腔ケア、入浴ケア、排泄ケア等)

- 2 モニタリング（観察・把握）の活用によるサービスの向上
- 3 看取り介護の実施
- 4 自立支援のための個別機能訓練の実施
- 5 利用者の状態に合わせた食事の提供と経口摂取の維持
- 6 利用者のサービス向上を図るため関係機関との連携強化
- 7 利用者・ご家族等との信頼関係の構築と相談機能の充実
- 8 施設サービス自己評価の実施
- 9 短期入所生活介護の利用促進
- 10 短期入所生活介護の緊急入所者に対する迅速かつ適切な対応
- 11 介護保険制度の最新情報の収集と速やかな対応
- 12 職員の資質及び専門性の向上と職員間の連携強化
- 13 介護職員による医療的ケア等、必要な技術の教育・研修の実施
- 14 衛生管理の徹底による感染症等の予防
- 15 苦情解決のための迅速かつ適切な対応
- 16 業務改善による職員の負担軽減と職場環境改善
- 17 利用者の生活に重点を置いた日課の対応
- 18 B C P（事業継続計画）の運用と災害対策の徹底

### 3 デイサービスセンター 事業計画

#### （1）事業方針

介護を必要とする在宅の高齢者が、長年住み慣れた家庭や地域において「安心・喜び・生きがい」をもって生活できるよう支援するため、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。

利用者の確保に向けては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所と連携し、コミュニケーションの場として機能を高めてまいります。

#### （2）重点事項

- 1 利用者のニーズや状態に応じた質の高いサービスの提供
- 2 利用者・ご家族等との信頼関係の構築と適切な相談対応、援助
- 3 介護予防者に対する自立生活の支援
- 4 職員の資質及び専門性の向上と職員間の連携強化
- 5 通所介護サービス自己評価の実施
- 6 衛生管理の徹底による感染症等の予防
- 7 苦情解決のための迅速かつ適切な対応

### 4 ケアハウス 事業計画

#### （1）事業方針

入居者一人ひとりの「人としての尊厳の配慮」と「安全・安心の確保」を基

本に、充実した毎日が送れるよう自立生活を支援します。

また、入居者の相談等には迅速に対応し、家族等や関係機関と密接な連携を図り、適切な助言を行うとともに、プライバシーを尊重した入居者間のより良い関係づくりに努めます。

更に、スムーズな入居ができるよう、関係機関を通じた PR を積極的に行ってまいります。

## (2) 重点事項

- 1 定期的な健康チェックの実施と医療機関との連携強化
- 2 入居者やご家族等からの相談及び要望への対応
- 3 必要に応じた介護保険制度による在宅サービスの利用の援助
- 4 季節感のある歳時記等を取り入れた行事の実施と食事の提供
- 5 心身の機能低下予防と生きがいのある生活を確保するため、地域行事等への参加奨励
- 6 入居者のニーズに沿った行事等の実施
- 7 職員の資質及び専門性の向上と職員間の連携強化
- 8 衛生管理の徹底による感染症等の予防
- 9 苦情解決のための迅速かつ適切な対応

## 5 地域包括支援センター 事業計画

### (1) 事業方針

二本松市から受託し、羽山荘及び安達ヶ原あだたら荘に設置した地域包括支援センターでは、介護予防の推進や指定介護予防支援事業等の機能と役割を念頭に、地域住民の心身の健康保持及び高齢者が自立した生活を送るために必要な援助を地域において一体的に実施します。

### (2) 重点事項

- 1 包括的支援業務
  - ① 介護予防ケアマネジメント
  - ② 総合相談支援
  - ③ 権利擁護
  - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント
- 2 介護予防、日常生活支援総合事業
- 3 指定介護予防支援
- 4 家族介護支援
- 5 認知症地域支援推進員を配置し、認知症への理解と支援推進

## 6 居宅介護支援事業所 事業計画

## (1) 事業方針

地域における要介護高齢者が個人として尊重され、可能な限り在宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう高齢者とその家族の相談に応じ、地域包括支援センターや関係機関とのネットワークを活用して、各種サービスが総合的に受けられるよう支援するとともに、専門機関として地域利用者のニーズに的確に対応する運営を確立します。

## (2) 重点事項

- 1 一体的な管理・運営による、安達地方全体の高齢者福祉サービスの向上
- 2 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成と要支援または要介護高齢者に対する総合的な支援の実施
- 3 保健・医療・福祉の関係機関と連携による在宅サービス提供の支援
- 4 職員の資質及び専門性の向上と職員間の連携強化
- 5 地域ケア会議、他法人と共同での事例検討会や研修会への参加

## 7 にこにこふれあいセンター 事業計画

### (1) 事業方針

利用者が自立した生活と社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに、必要な支援を適切かつ効率的に行います。

障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業の適正な運営管理と、経営の安定化を図ります。

相談支援事業所は、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、ご家族等及び関係機関等からの相談を受けて、管内市村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整を図りながら総合的な情報の提供や適切な助言を行います。また、管内市村から受託した地域生活支援拠点整備事業は、障害福祉サービスに繋がっていない方を把握し、相談・緊急時対応等に備えて地域生活支援コーディネーター業務を行います。

### (2) 重点事項

#### ○ 就労継続支援B型事業

- 1 施設利用者の確保による運営の安定化
- 2 相談援助の充実
- 3 就労支援機能の強化
- 4 作業部門の充実（自主製品の製造販売、受託作業）
- 5 地域社会との交流

#### ○ 一般相談支援事業

- 1 相談体制の充実

- 2 関係機関との連携強化
- 3 職員の資質及び専門性の向上
- 特定相談支援事業
  - 1 サービス等利用計画の作成
  - 2 関係機関との情報の共有化
  - 3 職員の資質及び専門性の向上
- 地域生活支援事業
  - 1 地域移行に関する相談体制の充実
  - 2 地域生活への移行のための適切かつ円滑な対応
  - 3 職員の資質及び専門性の向上